

**【減免申請①(障がい者・介護者)】**「入山手数料」の減免申請書

静岡県知事 様

申請日		令和 年 月 日
申請者	住所	〒
	氏名	

(法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の職氏名)

次のとおり申請します。

区 分	内 容	
入山 (予定) 日	令和	年 月 日
入山手数料の額・人数	円 (4,000 円×	人)
免除を受けようとする額・人数	円 (4,000 円×	人)
	障がい者 (含難病)	※氏名を記載
	介護者	※氏名を記載
登山行程	入山ルート	① 富士宮口 ② 御殿場口 ③ 須走口
	下山ルート	① 富士宮口 ② 御殿場口 ③ 須走口 ④ 吉田口
	入山 (予定) 時刻	① 3:00~14:00 ② 14:00~3:00 (山小屋名 : )
連絡先	電話番号	
	FAX	
	E-mail	
備考		

**【添付書類】 次のいずれかの写しを添付し、かつ入山時に提示してください。**

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成 26 年法律第 50 号) 第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証の交付又は同法第 28 条第 2 項の規定により指定難病にかかっている旨の証明を受けていることが分かるもの

併せて、次の事項について、誓約します。(全てチェック☑を入れてください)

入山前に、入山する者全員が、静岡県が指定する方法にて富士登山における事前学習を必ず実施します。	<input type="checkbox"/>
入山をする者全員が、富士山の環境の保全及び安全で快適な富士登山の実現を図り、並びに世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値を理解した上で富士登山をします。	<input type="checkbox"/>
入山をした後、減免事由に該当しないことが判明した場合、関係法令に基づき、手数料を納付します。遅延金が発生する場合には、当該遅延金についても期日までに納付します。	<input type="checkbox"/>

※原則として入山日より 2 週間前までに到達させてください。

※申請書の内容に不備があった場合、御連絡させていただくことがあります。

※審査結果は後日改めて御連絡いたします。

【減免申請①(障がい者・介護者)】  
(記載例)

「入山手数料」の減免申請書

静岡県知事 様

申請日	令和 8年 7月 10日
申請者	住所 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
	氏名 静岡 太郎

(法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の職氏名)

次のとおり申請します。

区分	内容	
入山(予定)日	令和 8年 7月 30日	
入山手数料の額・人数	8,000円 (4,000円× 2人)	金額・人数は 同じ内容を記載
免除を受けようとする額・人数	8,000円 (4,000円× 2人)	
	障がい者(含難病)	静岡 太郎 ※氏名を記載
	介護者	静岡 花子 ※氏名を記載
登山行程	入山ルート	① 富士宮口 ② 御殿場口 ③ 須走口
	下山ルート	① 富士宮口 ② 御殿場口 ③ 須走口 ④ 吉田口
	入山(予定)時刻	① 3:00~14:00 ② 14:00~3:00 (山小屋名: )
連絡先	電話番号	054-221-3746
	FAX	054-221-3757
	E-mail	sekai@pref.shizuoka.lg.jp
備考		

- ・障がい者として申請する方、全員分の手帳の写しを添付してください
- ・手帳の写しは以下の内容が分かる部分としてください
  - ①氏名
  - ②発行者名(日本国内の都道府県等で発行されたものに限る)
  - ③手帳の種類
  - ④有効期限(有期の場合のみ)

【添付書類】 次のいずれかの写しを添付し、かつ入山時に提示してください。

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定により指定難病にかかっている旨の証明を受けていることが分かるもの

併せて、次の事項について、誓約します。(全てチェック☑を入れてください)

入山前に、入山する者全員が、静岡県が指定する方法にて富士登山における事前学習を必ず実施します。	<input checked="" type="checkbox"/>
入山をする者全員が、富士山の環境の保全及び安全で快適な富士登山の実現を図り、並びに世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値を理解した上で富士登山をします。	<input checked="" type="checkbox"/>
入山をした後、減免事由に該当しないことが判明した場合、関係法令に基づき、手数料を納付します。遅延金が発生する場合には、当該遅延金についても期日までに納付します。	<input checked="" type="checkbox"/>

※原則として入山日より2週間前までに到達させてください。

※申請書の内容に不備があった場合、御連絡させていただくことがあります。

※審査結果は後日改めて御連絡いたします。